

論文書き方マニュアル

例 ① 高見裕行 五段審査論文

平成 28 年度後期昇段審査

「武道教育論・武道指導者のあり方・指導力とは何か」

三方原支部 高見 裕行

1. はじめに

平成 28 年——本年度、全国の中学校で武道の授業が必須になってから早四年が経った。平成 24 年 4 月に入学した中学一年生が卒業し、若者がそれぞれ次のステップへと踏み出した年であるとも言える。

武道を教科の一つとして学んだことによって、子供達の中には何が芽生えたのだろうか。それが結果するのは、彼らが社会に出て、その一員としての役を果たす頃になるだろう。

我々には、未来を予測することなどできない。だが過去を振り返り、未来を思い描く事はできる。若者達の背中を見ながら、またそれに続こうとする子供達の未来を胸に抱きながら、彼らが新たに受ける事となった、武道という教育について考えてみたいと思う。

2. 武道必須化までの流れ

今から十六年前。平成 12 年 3 月 3 日に、教育改革国民会議という組織が設置された。当時の小淵内閣による、教育改革について幅広い検討を行うための私的諮問機関である。「21 世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し」集められた 26 人の有識者は、同年 12 月に「教育を変える 17 の提案」を発表した。その後、中央教育審議会に対する諮問・答申

3. 教育の抱える問題点

では教育の現場では何に窮して、またどのような問題に直面して武道に手を出すことになったのだろうか。私自身は教育現場を見てすらいない部外者であるが、自身の抱く思いと合致する言葉として、汐見稔幸氏²⁾の表現を借りたいと思う。

1. 自己肯定感の育成の問題

教育や育児の目標に、子どもが自分のかけがえのなさを深く信頼できるようになること、という一点が十分に貫かれていないこと。またその力を系統的に育てていないこと

2. 選択能力と主体の形成の問題

人生の選択肢が多様化し、増えているにもかかわらず、子ども・若者が自分で自分の人生を選択する力を育てることが教育や育児の基本となりきっていないこと

3. 判断主体の形成の問題

価値観が多様化し、解決策が容易に見えない大きな問題が多発しているにもかかわらず、問題解決的な力の形成が重点目標とならず、<解を自分でつくる力>の育成や<自分の考え>をもてるようになることを教育・育児の基本目標にしきれていないこと

4. 「教育」および学校化過剰の問題

人間形成の全体を問題にすると、地域等における「形成」の役割を見直さねばならないのに、いまだ学校と家庭における「教育」のみを問題とする傾向が強いこと

5. 情報管理主体形成の問題

情報が氾濫し、商品としての情報に操作される度合いが増しているのに、情報を自前で生産する現場に立ち合わせて情報管理の主体を育てていく教育に切り替えられていないこと

6. 真性の文化体験の問題

学校が「文化の受容」に十分対応しきれていず、とくに真性の文化を体験することに学校の任務を焦点化させていく努力が不十分なこと

7. 家庭と育児の危機

家庭の育児環境や条件が貧困化して、親が子育ての自身を失いつつあるのに、学校をふくめ

*1 文部科学省 「武道・ダンス必修化」

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1330882.htm

*2 汐見稔幸 『教育』からの脱皮—21 世紀の教育・人間形成の構図— 2000 年

5. 武道教育ができること

では、混迷を極める激動の社会において、現代の武道教育には何ができるだろうか。これを私は、『生き抜く力』『多様性の許容』の二点に絞って考えてみたいと思う。

・生き抜く力

先に述べたように、武道は元を辿れば殺人の技術である。それは争いの中で、相手を殺しても己が生き残る事を目的として磨かれた技術であり、即ち生き抜くことを目的としている。更に、その術を手にした人間が抱えるだろう葛藤や、抱くべき信念に対する教養も同時に備えているものだ。

そして、この武道という学びの道には明確なゴールが定められている訳でもない。一生涯、死ぬまで続けることのできる、生き方の学びとなるだろう。

② 濱田初幸 鹿屋体育大教授 日本武道学会

武道学研究 48-(2) : 89-112, 2015 (事例報告)

フランスの柔道指導者資格制度を考える

濱田 初幸¹⁾ Yves CADOT²⁾

Study on judo coaching qualification systems in France

Hatsuyuki HAMADA¹⁾, Yves CADOT²⁾

Abstract

The body that oversees judo in Japan, the All Japan Judo Federation, has faced successive scandals involving violent incidents and fatal accidents which have served to give rise to social criticisms of its coaching practices. In April 2013, the organization launched a Certified Judo Coaching Qualification System in order 'to improve coaches' qualities and coaching ability, to enhance public trust in coaching practice, and to ensure coaches' status.'

Conversely, another judo powerhouse, the Fédération Française de Judo, Jujitsu, Kendo et Disciplines Associées (FFJDA), had defined professional judo qualifications, thereby establishing a national coaching qualification system, in a national sports-related law enacted in 1955.

Although the differences between the Japanese and French social systems preclude any simple comparison, a number of experts have recommended the FFJDA coaching qualification system as a model for Japan. In 2008, the FFJDA introduced a new qualification system comprising six stages, such as the Diplôme d'Etat de la Jeunesse, de l'Education Populaire et du Sport (DEJEPFS), and established an even more thorough policy for coaching training.

The FFJDA is home to a variety of approaches, including a rigorous national examination system that allows coaching trainees to take an examination after a long period of training, a tutorial system (*tuteur*), a reciprocal exchange system (*dispositifs de formation en alternance*) and a screening system that leads to trainee certification. This has resulted not only in zero fatal accidents among judokas, but also in increased enrollment in the sport as well as an improvement in competitive ability, as reflected in France's second-place ranking in judo at the 2012 London Olympics. The FFJDA system may thus serve as a useful case study for Japan, which is seeking to enhance its own coaching qualification system.

Key words : Judo, Coaching qualification systems, FFJDA, All Japan Judo Federation, Safe teaching method

キーワード：柔道、指導者資格制度、フランス柔道連盟、全日本柔道連盟、安全な指導法

1) 鹿屋体育大学 体育学部
〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水1番地
TEL/FAX : 0994-46-4952
E-mail : hamajudo@nifs-k.ac.jp

2) Université de Toulouse - Jean Jaurès

1) Faculty of Physical Education, National Institute of Fitness & Sports in Kanoya
Shiromizu-cho 1, Kanoya-city, Kagoshima 891-2393, Japan

2) University of Toulouse - Jean Jaurès

武道学研究 48-(2)

I はじめに

我が国ではスポーツ振興法の全面改正により、新たに制定された「スポーツ基本法」(平成 23 年法律第 78 号)、第 11 条において、「国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」³⁰⁾と明記され、スポーツ指導者の

II 研究方法

1. 調査期間

- 1) 平成 26 年(2014)7月14日-18日、フランス・モンペリエで開催された柔道キャンプ
- 2) 平成 26 年(2014)10月29日-11月6日、マルセイユで開催された柔道研修会

2. 資料提供者・聞き取り調査対象者及び場所

- 1) モンペリエ柔道キャンプ指導責任者・Patrick Roux

6. 武道指導者としてのあるべき姿

では、武道教育者としてはどうあるべきだろうか。「生き抜く力」を伝え、「多様性を許容」していくために、指導者として何を心がけなければならないだろうか。

私はやはり、『指導者自身の自己肯定』と、『心身の余裕』を持つ事が必要不可欠であると考えます。

指導者が自分自身を信じられない時、子供達はその言葉に耳を傾けるだろうか。その姿に何を見るだろうか。人間社会において絶対的な正解などあるはずもないのだ。ただその

⁸ オイゲン・ヘリゲル 「弓と禪」(訳: 稲富栄次郎・上田武) 1981年福村出版

4

7. おわりに

武道教育・指導者に関する私自身の考え方を述べてきたが、実のところ私自身の武道遍歴は、惰性の二文字でしかないと思う。何となく入り、何となく続けてきた結果だ。偉大な先人や、技術・思想の探求者からすると非情に劣るものであると言われても反論の余地は無いだろう。

ただ、そういった私であっても武道は寛容に受け入れてくれたことを幸いに思い、また続く子供達にも、そうあっても良いのだという、可能性を見せていきたいと思う。頂点を目指し、技を研鑽する人間の隣で、何となく続けている人間が居ても良いのではないだろうか。その懐の深さが武道の裾野を広げ、頂きを押し上げるものと考えていきたい。

現代社会は、酷く息苦しいように私には感じる。グローバリズムという看板を背負った情報の波に煽られて、競争・背筋社会の中で大人達があえいでいる中、どうして子供達が様々な未来の可能性を信じて成長することができるだろうか。

残念ながら、矮小な私には社会を変える手立ては持ち合わせていない。それでも、目と手の届く範囲だけでも、自分を信じ、時には困難にも立ち向かっていけるよう、また人生・武道の楽しさを伝えられるよう、指導にあたっていきたいと思う。

Ⅲ 全柔連・A指導員とFFJDA・DEJEPSの概要

全柔連・A指導員とFFJDA・DEJEPSの制度を比較するために、表3に、A指導員に関する主要な条件に沿ってDEJEPSの概要を示した(表3)。

Ⅳ 考察

1. 資格の位置付け

表3から、両国の資格制度規程の違いが見られる。FFJDAは、昭和30年(1955)に創始され約60年を経ているが、全柔連資格制度は平成25年(2013)新設されたことから歴史が浅く、円滑に運営され効果的な制度として活用されていくのか、今後の動向を注視していかなければならない。資格発行元は競技団体を統括する全柔連である

引用参考文献

- 1) 阿武教子：平成17年度スポーツ指導者海外研修事業報告書、公益法人日本オリンピック委員会、55、2006。
- 2) ベースボールマガジン社：平成22年度(2010年)第2回全日本柔道連盟評議員会レポート、近代柔道、33(6)、54-56、2011。
- 3) ベースボールマガジン社：[特別インタビュー] 宗岡正二、近代柔道、36(1)、11、2014。
- 4) 上掲書：第14回柔道教育ソリダリティー講演会 フランスとイギリスにおける柔道の発展